

文科省「教員の給与・勤務実態調査」

主張

新聞全教

解説

文科省は、来年度予算で「教員の給与の在り方に関する調査研究」事業費を計上し、教員の給与と勤務実態に関する調査を行うことをうちだしました。

この調査研究は、「行政改革の重要方針」（05・12・24閣議決定）で決められた人材確保法の廃止検討、

教員賃金「優遇」見直しを受けて実施されるものです（「新聞全教」1月20日号3面参照）。

今回の勤務実態調査実施の背景には、教員賃金「優遇」に対する「風当たり」

のかを示して国民の理解を得たい」（文科省幹部）との思惑もあるようだ（「読売」この報道もあります）。

全教は、深刻な長時間過密労働を解消するため、文科省に全国的な勤務実態調

な態度を取り続けてきました。今回、人材確保法廃止など公務員総人件費削減の

「対応策」とはいえ、教員の勤務実態調査に踏み切ることになったことは、文

勤務の実態を把握し 実効ある超勤是正を

が強まる中で、文科省としても、労基法37条が適用除外となつている教員の超過勤務の実態を把握し、教職員の賃金水準が、「勤務実態と比べて高いのか、低い

かと、それにもとづく改善方策を要求し続けてきました。文科省は「給特法にもとづき勤務は適正に行われている」、「超過勤務の実態調査を行わない」と頑な

部行政の行き詰まりを示すものと言えます。しかし、総人件費削減という「構造改革」路線のもと、文科省が「時間外勤務の実態のない教員がいる、

「画一的な処遇は問題」などの口実で、教職調整額4%を見直し「改悪」、その原資圧縮されることも）、新しい職の設置など、職務・職責」による差別賃金強化や、評価と賃金との連動を打ち出す危険があります。全教は、この勤務実態調査の内容を、持ち帰り仕事、部活動をはじめ教員の勤務実態を全面的・包括的に把握できるものとする、調査結果の公表、労使交渉を踏まえた実効ある超勤の是正を要求することにしていきます。また、労基法37条に基づく「時間外手当」を教員にも支給できる「法改正」を求める職場討議をすすめているところです。